

## 別記6

### 1 事業実施主体

地域の身近な医療維持のため、(1)に掲げる地域を含む市町村が行う(2)の事業を行う者とする。

#### (1) 対象地域

- ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域
- ②山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項に規定する振興山村
- ③特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域

#### (2) 対象事業

- ①複数の市町村(当該市町村又は当該市町村が組織する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する組合が設置する病院及び診療所を含む)が連携して行う病院勤務医確保の取組
- ②民間診療所の新規開設・事業承継支援の取組

### 2 補助対象経費及び基準額

対象事業	補助対象経費	基準額
1(2)①に定めた事業	病院勤務医の確保に要する経費 ① 医師の募集に要する経費 ② 医師の受入れに要する経費 ③ 医療機関間等の連携のために必要となるICTシステム構築経費 ④ その他必要となる経費	20,000千円
1(2)②に定めた事業	民間診療所の新規開設・事業承継支援に要する経費 ① 土地、建物の取得費 ② 医療機器の取得費 ③ 建物の建設工事費及び改修工事費 ④ 看護師、医療技術者等の募集に要する経費	20,000千円 ただし、②の経費について、かかりつけ医療機関の機能強化に資する高額医療機器等の取得費と知事が認める経費への支援を行う場合、30,000千円を加算する。